

**概要（日本語）**  
**開かれた政府：市民社会との対話の促進**

**Overview**

**Open Government: Fostering Dialogue with Civil Society**

**Japanese Translation**

本概要は OECD 刊行物の抜粋を翻訳したものです。  
ご希望の際は、OECD オンライン ブック ショップから無料で入手できます。  
([www.oecd.org](http://www.oecd.org))

本概要は OECD の公式翻訳ではありません。



ORGANISATION FOR ECONOMIC CO-OPERATION AND DEVELOPMENT

経済協力開発機構

## 「政策決定における情報提供・協議・市民参加:OECD 加盟国での開かれた政府構築を目指して」

OECD パブリックガバナンス・地域開発局

ジョアン・キャディ（アドミニストレーター）

クリスチャン・ヴァージェス（プリンシパルアドミニストレーター）

### 概略

透明で、開かれた政府の構築は、各国共通の課題である。本章<sup>1</sup>では、市民の関与を奨励して、より開かれた政策決定を実現しようとする OECD 加盟国の実情について、最近の OECD 報告書に示された主要な結果と政策提言を概観する。論点としては、政策決定において情報、協議、市民参加へのアクセスを整えるために法的、制度的、政策的枠組みを確立することは、より良い公共政策形成につながり、汚職に対する戦いを後押しし、政府への国民の信頼感を醸成する上で有効であることを訴えるものである。

### 1. 「良い統治（グッド・ガバナンス）」の原則から実践へ

良い統治が経済発展と社会的安定に不可欠な要素であるという認識が高まり、OECD にとっても公共政策の様々な分野での活動の核を成すものとなっている。OECD 自身、企業や労働組合など、政府の主要なパートナーと（長年実践されてきた諮問制度を通じて）政策についての協議を盛んに行うようにしており、最近では、市民社会組織とも話し合いを始めている。良い統治を達成する上で、これらの組織の協力は非常に重要である。政策論議から得られる有意義な視点や数多くの国々の経験を分かち合うことが、加盟国および非加盟国と協力しての OECD の活動の中心となるものである。この二つの要素を考慮したアプローチは、2002 年 5 月 23、24 日にスロベニア・リュブリャナで開催された「南東ヨーロッパに開かれた政府を構築するための国際円卓会議」でも採用された。同会議には、OECD 加盟国と非加盟国の政府、市民社会組織双方から、100 人近い参加者があった。

#### 良い統治の原則

良い統治の原則として広く認められている中には、開放性、透明性、説明責任の他、次の要素が含まれる。協議や参加のための制度設置など市民との公平で対等な関係、効率的で有用なサービス、明確・透明で実行可能な法規制、一貫した政策決定、法の支配の遵守、高い倫理基準などである。こうした要素は、アクセスが容易で対応も迅速、更に、透明性の高い開かれた行政を実践する政府構築の基盤を成すものである。

開かれた政府構築に特に関連するのは、次の3つの原則である。

- ・ 説明責任（アカウンタビリティ）：公的地位にある者で、誰が責任者であるかを特定でき、その行動の責任を取らせることが可能であること
- ・ 透明性：政府の行動に関する情報が、信頼できる形で、適切なタイミングで国民に提供されていること
- ・ 開放性：政府が市民や企業の意見を聞き、公共政策の決定および実施において、それらの意見を考慮すること

これらの原則は、抽象的な概念ではない。それぞれ適宜、法律や政策、あるいは、公式、非公式の制度枠組みによって、実践され得るものである。例えば、情報公開を求める権利を確立する法律や、その権利を行使するための制度的メカニズムというのは、政府の透明性と説明責任を強化するための礎石となる。政策決定に際して、市民や市民社会組織との協議をどのように行い、政策決定者がそうした国民の意見を最終決定にどのように反映させるかを規定した政策は、高い開放性を達成するための条件として、十分とは言えないまでも、必要な条件である。市民や市民社会を深く関与させるということは、選挙で選ばれた政府が公共の利益のために決定を下すという責任を果たさなくていいということではない。政府は自らの提案を説明し、（立案から実施までの）政策サイクル全般にわたって、市民の意見を取り入れるためにより多くの時間と努力を割くべきであり、最終的に下した決定についても十分に説明しなければならない。

本章ではこの後、OECD加盟国が開かれた政府構築を目指して、このような良い統治の原則をどのように実践に移しているか、特に、公共政策の立案、形成、実施の側面に注目して、概観する<sup>2</sup>。

### **なぜ、政策決定に市民を関与させるのか**

OECD加盟国が市民との関係強化に目を向け始めたのには、選挙での投票率の低下傾向や政党の党员数の減少、更に、重要な公共組織への信頼感の低下など、幾つかの要因があった。政府の行動に対する国民やマスコミの追及の目が強まり、公的活動の基準が体系化され、厳格になるにつれ、政府にさらなる透明性と説明責任を求める声も高まってきた。同時に、公的領域での意見表明や参加の新たな形が、あらゆる国で見られるようになった。教育程度も情報レベルも上がった市民は、公共の意思決定に自分たちの意見や知識を反映させたいと考えるようになってきた。OECD加盟国政府は皆、こうした事態への対応を迫られている。

このような新たな要求は、上下の序列ではなく、ネットワークという特徴をますます強める、展開の速いグローバル化された世界を背景に生まれてきた。インターネットは、個々の情報の生産と交換の分野で新たなフロンティアを開拓しただけでなく、地球の反対側にいる人々とも協力できる強力な手段を提供している。この新たな現実を最初に活用したのはビジネスだが、国際的な市民社会もすぐ後に続いている。一方、政府は、良い統治に向けてのネットワーク・アプローチの長所を活用するのに遅れをとり、ようやく今、公共政策の形成や実施に市民や市民社会組織を関与させることの利点に気付いたところである。

市民に対し、情報を提供し、協議を行い、関与を促すというのは、良い統治の中核を成すものであるとともに、開放性を高める手段であり、より良い政策決定をもたらす確実な投資でもある。政府から見れば、政策決定の際、関連するアイデア、情報、リソースの新たな供給元を手に入れることにもなる。また、政府に対する信頼感を醸成し、民主主義の質を高め、市民社会の能力強化にもつながるというのも、重要な点である。

### **最近の協議での OECD の役割**

情報公開と社会的パートナーとの協議の重要性は、環境、教育、汚職防止など、個々の分野での政策に関する OECD の活動では、既に認識されていることだった。しかし、民主主義制度全体の状況に対して、こうした要素が果たす役割の重要性について初めて公に指摘されたのは、1998年にスイス・ベルンで開催された「OECD 加盟国政府高官定例会合」の場で、この時、「情報政策と民主主義の質」という問題が話し合われた。この会合での要請を受けて、OECD の行政管理委員会 (PUMA)<sup>3</sup> は、OECD 加盟国が政策決定で政府と市民の関係を強化するためにどのような措置を取っているかにつき比較調査を行うことになった。

「政府・市民関係強化に関する PUMA 作業部会」は、1999年2月、パリの OECD 本部で初会合を開いた。部会はその任期中 (1999-2001)、年に2回会合を開き、OECD 加盟国 20カ国以上から代表が参加、それ以外の国々からも積極的な協力を得た。作業部会のメンバーは、情報公開や協議に関する政策の立案、統括の立場にある中央政府の高官で主に構成された。作業部会の指示の下、1999年と2000年には、それぞれ「政府・市民関係の強化」、「政府・市民関係強化における情報技術の活用」という内容で OECD 加盟国に対する調査が行われた。更に、この調査で得られた比較情報を補足するものとして、2000年から2001年の間に、9カ国で詳細な事例研究が行われ、具体的な問題や政策分野 (保健、教育、環境、社会政策) での政府・市民関係の動きについて調査が行われた。作業部会メンバーはそこから得られた視点や経験をまとめ、定期的に報告を更新し、それを受けた事務局は貴重な教訓を得た。

二年間以上に及ぶ共同作業の結果は、OECD 報告書「パートナーとしての市民：政策決定における情報提供、協議、市民参加」(2001*b*)として出版、これには、OECD 全加盟国の情報が掲載されている。このような新たな分野での OECD の活動やその報告書の意義は、主要な用語を定義し、OECD 域内各国で大きく異なる実態の全体的な「地図」を描くのに有用な枠組みを提供することにある。

2001 年 12 月、「市民および市民社会と政府との関係に関する PUMA 専門家グループ」が設置され、市民に対する情報提供、協議、関与促進に関する政府活動の評価と、政策決定への市民関与における情報通信技術 (ICT) の利用 (電子協議) という、二つの課題について作業を進めることとなった。

しかし、報告書では、定期会合で常に見られたような、各国代表間の生き生きとした討論や自由な意見交換の雰囲気は伝えられない。(政治制度や行政的慣習に関して) 数々の違いはあるが、出席者は全員、共通のジレンマに直面していた。「議会制民主主義という枠の中で、公共政策決定への市民の関与をどのようにして拡大するか」という問題である。カナダ、フィンランド、スウェーデンに始まり、ハンガリー、韓国、メキシコに至るまで、多様な国々がこれを共通の課題と認識していること自体、世界中の民主主義政府にとってのこの問題の重要性を物語るものであろう。確かに、ある一ヶ国の経験をもって他の全ての国々について語るのは適切でないかもしれないが、専門家グループの「多様な議論」の中から生まれ、全員一致で採択された政策提言は、広く適用され得る基盤を持つものである。

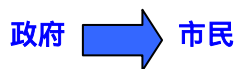
### 主要用語の定義

参加した OECD 加盟国が最初に直面した課題の一つが、政府と市民との関係の枠組みとなる基本概念について、共通の定義を打ち立てることであった。その定義は、政策の立案、施行から評価までの政策決定サイクルの全ての段階で有効でなければならない。OECD 加盟国は、言語、政治制度、行政慣習などの面で多種多様であり、これは容易な作業ではなかった。

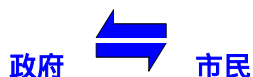
作業部会での熱心な討議の結果、下に述べるような定義が合意され、比較調査や国別事例研究の基盤ができた (OECD, 2001*b*, p.23)。定義は普遍性に欠け、単純すぎるように思われるかもしれないが、政策過程全体を通じて、様々な形で起こる政府・市民関係について明確な判断基準を示すという利点がある。

- **情報**：市民が利用できるように、政府が情報を生み出し、送り出す、一方向の関係。

市民からの要求により情報を提供する「受動的」アクセスと、市民に情報を普及させようとする政府側の「能動的」な措置の双方を指す。



- **協議**：市民が政府にフィードバックを提供する**双方向関係**。政府があらかじめ設定した事項について市民の意見が求められるもので、情報提供が前提条件となる。



- **積極的参加**：政府との**パートナーシップに基づいた関係**で、市民は政策決定過程に積極的に関与する。政策の代替案提案や政策協議の形成での市民の役割が重要とされるが、最終決定や政策決定の責任は政府にある。



情報提供、協議、積極的参加が実施される具体的措置としては、立法、政策、制度、手段の四種を考え、これらは全て、従来の方法と、ICT に基づく方法の双方を含むものとした。この分析枠組みは、調査結果を評価する際の全体「地図」となるものであり、（各欄に典型的な例を挙げ）表1にまとめてみた。

表1 分析枠組み

	法律	政策	制度	手段 (従来型)	手段 (ICT)
情報	情報公開 (FOI)	義務化	情報関係部 局	記録文書、小 冊子、ポスタ ー	ウェブサイ ト、ポータル
協議	規制影響分 析	少数者集団	諮問機関	公聴会	電子メール
積極的参加	住民立法イ ニシアチブ	協力合意	中央政策部 局	市民陪審制	電子討論グ ループ (EDG)

この分析枠組みの大きな利点は、複数の国にまたがることは当然ながら、一国だけでも複雑多岐にわたる法律、プロセス、手続きの数々を体系的に評価する明解な基準を提供していることであろう。また、（法律、政策、制度、手段の）各要素が、市民の情報入手、協議、政策決定参加に関する能力に影響を及ぼすことを示しており、それぞれがこの分野での政府の行動全体の成否にとって重要な要因となっている。

最後に、ここに定義された相互活動の各々において、具体的な事例を見つけ出すことも可能であることをこの表は示している。つまり、（地方、国家、国際の各レベルでの）他国の経験から学ぶことで、「最初からやり直す」手間を省くことができ、将来は更に革新的な措置が生み出される可能性を示唆するものである。

## 2. 調査結果概要および政策提言

### OECD 加盟国における傾向

政策決定において市民の意見を求める政府のイニシアチブの実施は、大半の OECD 加盟国でも歴史的に見て比較的最近のことで、その評価が行われることはあまりなかった。しかし、報告書で明らかになった主要な傾向としては、次の三点が挙げられる。（OECD、2001a、p.2）

- ・ 市民に提供される政府情報の範囲、量、質は、過去 15 年間に著しく向上し、情報提供は今や OECD 加盟国の全てが掲げる目標となっている。
- ・ フィードバックや協議の機会も増加傾向にあるが、そのペースは遅く、OECD 加盟国の間でも、協議を長い間慣習として続けてきた国と全国レベルで政府の政策決定の過程を市民に開放し始めたばかりの国とでは大きな開きがある。
- ・ 上に定義された形での、市民の意思・政策決定への積極的な参加は稀で、幾つか見られた事例はごく少数の OECD 加盟国に限られている。

### 情報は基本的な前提条件である

適切なレベルの情報アクセス提供と情報保護には、確固たる立法措置が必要であり、また、それを実施する制度的機構と規制のための独立の司法制度が欠かせない。更に、同じように重要なのは、市民がその権利について知り、理解し、それに基づいて行動する意思と能力を持っていることである。

情報へのアクセスは、協議と積極的参加の基本である。しかし、これは市場経済と民主制度が確立している OECD 加盟国にとってすら、比較的新しい状況である。（OECD、2001a、p.29）1980 年当時、情報アクセスに関する法律（情報公開法、FOI 法とも呼ばれる）を施行していた国は OECD 加盟国の 20% に過ぎなかったが、1990 年までにはこの数字は 40% 強に上昇し、2000 年末には 80% に達した。このような状況に照らし合わせれば、政策決定で市民と協議し関与させるとというのが、OECD 加盟国の政府にとっても非加盟国の政府にとっても、比較的新しい行動であることは驚くに当たらない。

### 協議は政策決定の中心である

協議に際して、政府は問題を設定し、討議事項を決め、プロセスを統括する。一方、市民はそれぞれの考えや意見を表明することを求められる。大半の OECD 加盟国で協議が公共政策決定に不可欠の要素であることが認められたのはつい最近のことで、法律、政策、制度面での枠組みは未だ整備中である。

市民協議に関する法規制がどの程度行われているかは、OECD 加盟国の間でも大きな開きがある。協議が政治制度の基本的な要素（例・住民投票）になっているところもあれば、範囲や実施、影響力の面で限定的なところもある。労働組合、専門家団体、先住民族などの利益に直接影響のある政策立案に際しては、それら特定の利益団体との協議を法的に義務付けている国は幾つかある。規制案やその代案のプラス、マイナス双方の影響を体系的に評価する規制影響分析（RIA）においては協議手続きは重要であり、（環境影響評価など）特定の政策分野では法的に義務づけられている。

その代わりに、政策説明書、（政令、指針、基準などの）公的措置、長い間行われてきた非公式の慣習などに頼る政府も幾つかあった。常任あるいは特別の諮問機関や委員会、評議会を設けて、公共政策の様々な分野で政府へ答申を行っている国も多い。

### 積極的参加は、新たなフロンティアである

積極的参加は、自主的に政策代案について議論し考え出すことができる市民の能力を認めたことを意味する。政府に対しては、課題設定においても協議し、最終決定においては、協力して作り上げた政策案を重視するという態度が求められる。同様に、市民も参加の権利が拡大した中での政策決定での自分たちの役割について、これまで以上の責任を求められるものである。

このようなアプローチを取り始めた OECD 加盟国はまだ少数で、その経験も限られている。市民が市民立法イニシアチブや案や市民主導の住民投票などに関する法律の下で、新しい法律や政策を提案する権利を行使できる加盟国も幾つかあるが、その一方で、政策決定への市民の積極的参加のための新しい政策作りを始めたばかりの国もある。こうした政策の内容に共通するのは、政府が積極的参加の機会を「創出する役割」を演じるべきだという考え方と、市民や市民団体は自分たちに関係する政策の形成に当たっては大きな役割を果たすことができるという考え方である。



## オンラインでの市民関与

OECD 加盟国はどれも、情報通信技術（ICT）について、低コストで質の高い公共サービスを提供し、政府の透明性と説明責任を高め、民主的なプロセスへの市民の関与を拡大促進するものとしてその可能性を認めている。しかしその反面、新たな ICT が近い将来、従来の情報提供手段や協議方法、積極的参加の手段に完全に取って代わるものと考えられる者はいない。

考え方の主流は、オンライン、オフラインにかかわらず、市民が質の高いサービスを受けることができ、公的領域では参加への平等な権利を享受できる状況を確認しなければならないというものである。「情報格差（デジタル・デバイド）」が指摘される中、新たな ICT 基盤の手段と、従来の「オフライン」手段とを統合することが不可欠となっている。最大の関心は、ICT によって公共政策論議への市民の関与が量的に拡大するだけでなく、（提供される情報や貢献度という面で）質的に向上するかである。これまでの経験によれば、市民関与のためのオンライン・システム構築に際しては、その際ターゲットとなる市民層の代表から活発な意見を求めることが重要となる。

政策決定に広い層の人々を関与させるために ICT を活用するというのは、「市民および市民社会と政府との関係に関する PUMA 専門家グループ」が 2002 年に取り組んだ二つの主要課題の一つである。このグループが中心になって準備した報告書は近く発表が予定されているが、その中では、政策決定への市民のオンラインでの関与について、五つの課題が指摘されている。

- ・ 範囲：多くの声に対応できるか
- ・ 能力：市民、公務員双方の能力
- ・ 一貫性：政策サイクル全体を通じての一貫性
- ・ 学習：地方レベルや他国の経験から学ぶ
- ・ 評価：コスト、効用、効果の評価

## 評価の欠如

OECD 加盟国が、（オンライン、オフラインを問わず）市民を関与させるために費やしている時間、資金、エネルギーの量と、そうした努力の効果および公共政策形成に与える影響について評価する取り組みとの間には、驚くほどのアンバランスがある。OECD 加盟国の中で、政策決定における情報提供、協議、市民関与に関する取り組みを体系的に評価している国は現在一つもない。ただ、どの国も、評価のための適切な手段を開発し、評価能力を改善する必要があることは認めている。（OECD、2001b, p.65）

現状での「ギャップ」は、OECD の報告書、「パートナーとしての市民」(2001b) のために行われた調査での各国の反応から明らかになった。そこで、専門家グループは 2002 年、二番目の主要課題として、個々の国の必要性に対応できる評価の基本枠組み作成を取り上げた。もちろん、情報提供、協議や積極的参加のための機会についての政府の行動の成否を最終的に判断するのは、市民自身である。

### 政策決定者への提言

市民の関与を拡大して、政策決定の過程を開放する際には、政府は、下記のことを確保しなければならない。

- ・ **情報**は、完全で、客観的で、信用できるものであり、関連性が高いものであること、また、検索し、理解するのが簡単であること。
- ・ **協議**には、明確な目標を設定し、協議の範囲を限定し、市民の意見の活用法について政府の責任を規定するルールを定めておくこと。
- ・ **参加**には、十分な時間を用意し、市民からの新しいアイデアや提案に対処する柔軟性を持たせ、更に、それを政府の政策決定過程に組み込む体制を準備しておくこと。

OECD 加盟国全体の経験に基づき、情報提供、協議、積極的参加のための 10 か条の指針が作られた(表 2 参照)。課題の多いこの分野で、政府の行動の効率化を図り、評価のための枠組みを国レベルで作ろうとする際に、こうした指針は役に立つものとする。

表2 政策決定における情報提供、協議、市民の積極的参加のための指針

<b>1. 強い決意</b>
政策決定における情報提供、協議、市民の積極的参加に対する強い決意とリーダーシップが、政治家、官僚、公務員のあらゆるレベルで必要である。
<b>2. 権利</b>
情報へのアクセス、フィードバック提供、協議、政策決定への積極的参加に関する市民の権利が、法律や政策によって確立されていること。市民がこれらの権利を行使した際の政府の対応義務についても、明確に定義されなければならない。こうした権利の行使を確実にするためには、独立の監視機関が、それに類するものが不可欠である。
<b>3. 明確性</b>
政策決定過程での情報提供、協議、市民参加の目的や制限については、初めから明確に定義しておくこと。市民（政策に対する意見）と政府（政策を決定し、その責任を負う）のそれぞれの役割と責任についても、全員が理解していなければならない。
<b>4. 時期</b>
一般市民との協議と市民の積極的参加は、政策過程のなるべく早い時期に行われること。それによって、幅広い解決案が生み出され、政策施行の成功のチャンスも高まる。協議や参加を効果的なものとするためには、十分な時間が必要である。情報は、政策サイクルのあらゆる段階で提供されなければならない。
<b>5. 客観性</b>
政策決定の際、政府が提供する情報は客観的かつ完全なもので、入手が簡単であること。市民が情報へのアクセスや参加の権利を行使するときには、全員が平等な対応を受けることができるようにする。
<b>6. 資源</b>
政策決定における情報提供、協議、積極的参加を効果的なものとするためには、十分な財政的、人的、技術的資源を準備すること。
<b>7. 調整</b>
市民に対する情報提供、また、フィードバックや協議の要請は、省庁間で調整すること。それによって、情報管理が浸透し、政策に一貫性が生まれ、重複を防ぐことができる。また、市民や市民社会組織の間で「協議疲れ」が広がる危険を少なくすることもできる。しかし、調整を図ることで政府省庁の革新性や柔軟性を損なうことがあってはならない。
<b>8. 説明責任</b>
政府は、フィードバック、一般協議、積極的参加を通じて得られた市民からの意見をどのように活用したか説明する義務を負う。政府の説明責任全般を強化するためには、政策決定過程を開かれた透明性の高いものとし、外部からの調査や評価を受けさせる措置が重要となる。
<b>9. 評価</b>
政策決定に関わる新たな必要や状況の変化に対応するためには、政府は情報提供、協議、市民関与における実績を評価する手段や情報を持ち、その能力を養う必要がある。
<b>10. 能動的市民</b>
能動的な市民や活発な市民社会は、政府にとって有用なものであり、政府は、情報や参加のためのアクセスを整える、意識向上を図る、市民としての教育や技術教育を充実する、更に、市民社会組織の能力向上を支援するなど、具体的な行動を取ることができる。

（出典：OECD、2001b、p.15）

### 不適切な実践はリスクを伴う

情報提供、協議、市民参加のための措置が不適切であったり、不十分であったりすれば、政府と市民の関係が悪化することもある。政府としては、自らの決定する政策の質や信頼性、正当性を高めるために、情報提供や協議、市民関与を奨励しているのかもしれないが、市民の側が、情報収集やフィードバック、積極的参加についての自分たちの努力が無視されている、最終決定に反映されていない、何の説明もない、とを感じるようであれば、逆効果にしかならない。

こうした措置には、専門家の支援や十分な資源が必要である。調査結果に基づいて、OECD は、政府関係者支援のための実践的ガイドとして「パートナーとしての市民：政策決定における情報提供、協議、市民参加のための OECD ハンドブック」(OECD、2001c) を発表した。同ハンドブックは、OECD 加盟国ならびに非加盟国でも入手可能な公開資料で、オンラインでも数ヶ国語版(英仏伊露)が無料で入手できる。

## 3. 今後の課題

変化は速度を増している。そのため、民主主義国の政府は皆、政策決定への市民関与を効果的にするための法律、政策、制度、手段を常に修正・更新しなければならなくなっている。政府の透明性、説明責任、開放性を高めよという国の内外からの圧力に応えるには、国家間でそれぞれの経験を分かち合うことが画期的な解決法のヒントを与えてくれる貴重な源泉となる。リュブリャナで開かれた「南東ヨーロッパに開かれた政府を構築するための国際円卓会議」でも示されたように、共通の重要課題について政府と市民社会が政策対話を行うことは大変有意義なことである。

このような形式での対話や意見交換は今後、OECD 加盟国と非加盟国との間で、また、政府と市民社会活動家との間で、ますます重要になってくると思われる。それは、我々の社会が現在、次に述べるような課題を数多く抱えているからである。

- ・ グローバル化：政策決定や市民参加に対して影響はあるか。
- ・ 時間：素早い意思決定が必要な中、議論に十分な時間が確保できるか。
- ・ 市民：権利と義務について新たなバランスが生まれつつあるのか。どのような技術が必要となるか。
- ・ 市民の自由と国家安全保障：どうやってバランスを取るのか。
- ・ e-デモクラシー：議会制民主主義の枠組みの中で国民の議論を拡充するのか、それとも、「世論調査の継続状態」という新たな時代の幕開けとなるのか。

今後も多くの障害が控えていることは、この短いリストからも明らかである。これらを克服していくためには、全ての民主主義諸国の政府と市民社会が、それぞれの英知、資源、決意を一体となって結集していくことが必要だろう。

#### 注

- 1 . 本論文中で示唆及び論じられた意見は著者の責任の下にある。
- 2 . 本論文は OECDレポート「*Citizens as Partners: Information, Consultation and Public Participation* (OECD, 2001*b*)」に基づくものである。詳細については、本レポートを参照のこと。
- 3 . 2002年9月1日時点で、行政管理サービス(PUMA)は、OECDパブリックガバナンス・地域開発局の一部である。

## BIBLIOGRAPHY

OECD (2001*a*),

“Engaging Citizens in Policy making: Information, Consultation and Public Participation”, PUMA Policy Brief No. 10, July. (See [www.oecd.org/pdf/M00007000/M00007815.pdf](http://www.oecd.org/pdf/M00007000/M00007815.pdf).)

OECD (2001*b*),

*Citizens as Partners: Information, Consultation and Public Participation in Policy making*. Paris: OECD.

OECD (2001*c*),

*Citizens as Partners: OECD Handbook on Information, Consultation and Public Participation in Policy making*. Paris: OECD. (See <http://www1.oecd.org/publications/e-book/4201141E.pdf>.)

本概要 は下記の OECD 刊行物（英）の抜粋を翻訳したものです。

*Open Government: Fostering Dialogue with Civil Society*

©2003, OECD

OECD 刊行物と概要はオンラインブックショップ

( [www.oecd.org/bookshop](http://www.oecd.org/bookshop) ) で入手可能です。

オンラインブックショップの「Title search」欄 に「overview」又は原  
書名をご入力下さい（概要は原書にリンクされています）。

概要は広報情報局著作権・翻訳課によって製作されています。

電子メール: [rights@oecd.org](mailto:rights@oecd.org)

ファックス: +33 1 45 24 13 91



© OECD, 2003

本概要の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に  
許可されます。